

岐阜県公報

第 二 千 八 百 六 十 号
平 成 二 十 九 年 六 月 三 十 日
(金曜日)

目 次

規 則

- 岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 四一〇^{ページ}
- 岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (同) 四一〇

教育委員会規則

- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 四一〇

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 委 員 会) 四一一
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 四一一
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 四一一
- 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (同) 四一一

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効 (薬 務 水 道 課) 四二二
- 道路の供用開始 (道 路 維 持 課) 四二二

選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (選挙管理委員会) 四二三
- 最高裁判所裁判官国民審査執行規程の一部改正 (同) 四二三

公 示

- 平成二十八年年度個人情報開示等の実施状況 (法務・情報公開課) 四一五
- 平成二十八年度公文書公開の実施状況 (同) 四一六
- 土地改良事業の工事の完了 (農 地 整 備 課) 四一七
- 公共測量の実施 (用 地 課) 四一七
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止処分 (技術検査課) 四一八
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (都 市 整 備 課) 四一八

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平 成 二 十 九 年 六 月 三 十 日

規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表清流の国推進部の項中「二一八人」を「二一六人」に改め、同表商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）の項中「三三五人」を「三三七人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「つては、児童手当法」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）」を加える。

第三条中「命令に関する事務」の下に「及び番号法第二十四条に規定する情報提供等事務」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十二号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務課の項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 教職員の勤務環境の改革に関すること。

第八条の四の次に次の一条を加える。

第八条の四の二 教育総務課に勤務環境改革監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 勤務環境改革監は、教職員の勤務環境の改革その他特に命ぜられた事務を処理する。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

職員の使用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表教育委員会の項本庁課長の欄中「管理調整監」を「管理調整監
勤務環境改革監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三教育委員会の部事務局の項中「福利厚生室長」を削り、「管理調整監」を「福利厚生室長、管理調整監、勤務環境改革監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三事務局の部本庁の項中「管理調整監」の下に「勤務環境改革監」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表教育委員会の部事務局の項六級の欄中「嶺南監理課」を「嶺南監理課、豊後監理課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百四十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 ニ、（メチルアミノ）、ニ、フェニルシクロヘキサン、一、オン及びその塩類（通称 Deschloroketamine、DXE、DCK）
- 2 一、（四、クロロフェニル）、ニ、メチルプロパン、ニ、アミン及びその塩類（通称四、CMA、P、CMA）
- 3 一、（四、シアノブチル）、ニ、（ニ、フェニルプロパン、ニ、イル）、一、H インダゾール、ニ、カルボキサミド及びその塩類（通称 CUMYL、四 CN、BI NACA）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成二十九年七月一日

岐阜県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
百五十六号			郡上市白鳥町二丁目字上山腰 二七番一地先から 同市同町同字同 一九二番二地先まで	二五・四	平成 元・六・三〇	平成 三・一〇・二九

岐阜県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
二百五十六号			郡上市八幡町旭字堀越一〇一 二番一〇二地先から 同市同町同字同 二番一五八地先まで	二七・九	平成 元・六・三〇	平成 三・一〇・二〇

岐阜県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定期限の変更又は告示年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町旭字堀越一〇一四番地先から 同 市同 町同字同 一〇一二番一六二地先まで	一・九	平成 二九・六・三〇	平成 二六・三・二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人豊田会 年別敬福老人ホーム ふみのがみの郷	美濃市乙狩837番地 1
社会福祉法人豊田会 年別敬福老人ホーム ふみの里・海津	海津市南濃町境字石割70番 1

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

最高裁判所裁判官国民審査執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

別記第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第二条関係）

注 意

投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のうち次の者は、最高裁判所裁判官国民審査法第 条第 項に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、氏名の上の×を書く欄には何も書かないください。

さいばんかん
しめい
裁判官の氏名

年 月 日

何市（町）（村）選挙管理委員会

注 1 氏名には、ふりがなをつけること。

注 2 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式（第二条関係）

注 意

投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のうち次の者は、日その氏名に変更が生じました。

へんこうまえ
さいばんかん
しめい
変更前の裁判官の氏名へんこう
さいばんかん
しめい
変更後の裁判官の氏名

年 月 日

何市（町）（村）選挙管理委員会

注 1 氏名には、ふりがなをつけること。

注 2 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この規程は、平成二十九年六月三十日から施行する。

公 示

。平成二十八年 度 個人 情報 の 開 示 等 の 実 施 状 況

岐 阜 県 個 人 情 報 保 護 条 例 (平 成 十 年 岐 阜 県 条 例 第 二 十 一 号) 第 二 十 九 条 の 規 定 に よ り
平 成 二 十 八 年 度 に お け る 個 人 情 報 の 開 示 等 の 実 施 状 況 を 次 の と お り 公 表 す る 。

平 成 二 十 九 年 六 月 三 十 日

岐 阜 県 民 事 庁 長 官 田 邊 謙

1 開 示 請 求 、 訂 正 請 求 及 び 利 用 停 止 請 求 の 状 況 (単 位 : 件)

	個 人 情 報 総 合 窓 口	現 地 機 関 等	計
開 示 請 求	25	194	219
訂 正 請 求	0	1	1
利 用 停 止 請 求	0	0	0

2 開 示 請 求 の 内 訳 (単 位 : 件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	0	議 会	0
総 務 部	1	教 育 委 員 会	1
清 流 の 国 推 進 部	0	選 挙 管 理 委 員 会	0
危 機 管 理 部	0	人 事 委 員 会	7
環 境 生 活 部	1	監 査 委 員 会	0
健 康 福 祉 部	13	公 安 委 員 会	0
商 工 労 働 部	2	警 察 本 部	72
農 政 部	3	労 働 委 員 会 等	0

林 政 部	0	収 用 委 員 会	0
県 土 整 備 部	7	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
都 市 建 築 部	0	小 計	80
出 納 事 務 局	0	岐 阜 県 総 合 医 療 セ ン タ ー	72
県 事 務 所	1	岐 阜 県 立 多 治 見 病 院	36
		岐 阜 県 立 下 呂 温 泉 病 院	3
		岐 阜 県 立 看 護 大 学	0
小 計	28	小 計	111
		合 計	219

3 決 定 等 の 状 況

(1) 開 示 請 求 (単 位 : 件)

区 分	開 示	部 分 開 示	非 開 示 (不 存 在)	取 下 げ	計
件 数	134	72	11 (2)	2	219

(2) 訂 正 請 求 (単 位 : 件)

区 分	訂 正	部 分 訂 正	非 訂 正	そ の 他	計
件 数	0	0	1	0	1

(3) 利 用 停 止 請 求 (単 位 : 件)

区 分	利 用 停 止	部 分 利 用 停 止	非 利 用 停 止	そ の 他	計
件 数	0	0	0	0	0

4 不 服 申 立 て の 状 況 (単 位 : 件)

不 服 申 立 件 数		処 理		件 数		審 理 中
前年度からの繰越	本年度新規発生	全部認可	一部認可	棄 却	却 下 取 下 げ	
3	1	0	0	3	0	1

5 個人情報取扱事務の登録状況 (単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		知 事 直 轄	議 会	
総 務 部	83	教 育 委 員 会		102
清 流 の 国 推 進 部	87	選 挙 管 理 委 員 会		29
危 機 管 理 部	78	人 事 委 員 会		14
環 境 生 活 部	452	監 査 委 員 会		6
健 康 福 祉 部	707	公 安 委 員 会		6
商 工 労 働 部	276	警 察 本 部 長		141
農 政 部	262	労 働 委 員 会		6
林 政 部	162	収 用 委 員 会		1
県 土 整 備 部	103	内水面漁場管理委員会		3
都 市 建 築 部	160	小 計		320
出 納 事 務 局	16	岐阜県総合医療センター		37
		岐阜県立多治見病院		36
		岐阜県立下呂温泉病院		31
		岐阜県立看護大学		28

		小 計	
小 計	2,402	合 計	2,854

(注) 1 1～3における件数は、平成28年度に実施機関が開示等の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。) である。

2 5における件数は、平成29年4月1日現在の件数である。

。平成二十八年度公文書公開の実施状況

岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により平成二十八年度における公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県記録 田 兼

1 請求者別の状況 (単位：件)

区 分	件 数
個 人	634
事業を営む個人及び法人その他団体	1,027
合 計	1,661

2 実施機関別の状況 (単位：件)

実 施 機 関		実 施 機 関	
知 事 直 轄	3	議 会	1
総 務 部	26	教 育 委 員 会	86
清 流 の 国 推 進 部	20	選 挙 管 理 委 員 会	10
危 機 管 理 部	11	人 事 委 員 会	0

環境生活部	89	委員等	監査委員	0
健康福祉部	253		公安委員会	0
商工労働部	46		警察本部長	70
農政部	120		労働委員会	0
林政部	57		収用委員会	0
県土整備部	383		内水面漁場管理委員会	0
都市建設部	475		小計	167
出納事務局	1		岐阜県総合医療センター	1
県事務所	9		岐阜県立多治見病院	0
			岐阜県立下呂温泉病院	0
		岐阜県立看護大学	0	
		小計	1	
小計	1,493	合	計	1,661

3 決定等の状況

(単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	計
件数	1,351	221	40 (31)	49	1,661

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数		処 理 件 数				審理中
前年度からの繰越	本年度新規発生	全部認可	一部認可	棄却	取下げ	
2	9	0	0	3	0	8

(注) 1 1～3における件数は、平成28年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。) である。

2 4における処理件数 (取下げを除く。) は、岐阜県情報公開審査会において審判を行った件数である。

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	可茂南部2期地区 (御手洗ため池)	平成二九・三・二三

。公共測量の実施

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
- 二 作業種類
公共測量 (基準位置観測)
- 三 作業期間

平成二十九年六月十五日から 同 年九月三十日まで 作業地域 可児郡御嵩町 ○ 公共測量の実施 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条 第一項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十九年六月三十日 岐阜県知事 古 田 肇				
一 作業機関 養老町 二 作業種類 公共測量（数値撮影・写真地図作成） 三 作業期間 平成二十九年五月八日から 平成三十年三月二十三日まで 四 作業地域 養老町 ○ 建設業法に基づく建設業者の営業停止処分 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建 設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 平成二十九年六月三十日 岐阜県知事 古 田 肇				
処分をした 年月日	商号又は 名称	主たる営業 所の所在地	代表者の氏 名	処分の原因となつた事実及び 処分の内容

平成二十九 年六月十四 日	フロニイ アパワ 株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二一番三十一号協和丸の内ビル六階	代表取締役 中野栄次	岐阜県内において、建設業法 第三条第一項の規定に違反し て、同項の許可を受けないで、 建設業法施行令（昭和三十一年 政令第百七十三号）第一 条の二第一項の軽微な建設工 事の範囲を超える工事を請け 負つたことによる営業停止処 分。ただし、建設業の営業の 全部について、平成二十九年 六月二十八日から六月三十日 までの三日間に限る。
---------------------	---------------------	---------------------------------	---------------	---

○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の 市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準 用する同法第十九条第一項の規定により公示する。 平成二十九年六月三十日 岐阜県知事 古 田 肇	
一	市街地再開発組合の名称 岐阜駅東地区市街地再開発組合
二	事業施行期間 平成二十六年七月十八日から 平成三十一年三月三十一日まで
三	施行地区 事業計画書において表示するとおり
四	事務所の所在地 岐阜市西玉宮町二丁目六番地
五	設立認可の年月日 平成二十六年七月十八日

六 変更の内容

資金計画（事業計画書において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

平成二十九年六月三十日

平成二十九年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社